

第36回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和5年5月31日（水曜日） 開始 15:00 終了 16:30

会 場 串間市役所3階大会議室

出席農業委員 12名

2番（会長代理）内田 政秀 7番 森 通弘 11番 井手 重則
3番 鈴木 信 8番 堀口 宗幸 12番 山崎 昭二
5番 武田 昭一 9番 安永 博行 15番 原田 俊一
6番 奥村 千扶子 10番 谷口 利則 16番 廣見 安彦 （4番欠番）

欠席農業委員 1名 1番（会長）川崎 善昭

出席推進委員 15名

17番 武田 秀俊 21番 田中 達成 25番 山口 広昭 29番 上村 眞司
18番 水谷 和義 22番 江藤 義和 26番 川崎 三樹夫 30番 山口 浩幸
19番 谷口 昭 23番 江藤 隆一 27番 森本 好昭 31番 門内 武
20番 河野 良人 24番 野辺 康徳 28番 鬼塚 晃

欠席推進委員 0名

議事録署名委員 8番 堀口 宗幸、10番 谷口 利則

議事日程 第1 報 告 農地法第18条第6項の規定による届出について
第2 議案第264号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3 議案第265号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
第4 議案第266号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第5 議案第267号 農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
第6 議案第268号 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）
第7 議案第269号 農用地利用集積等促進計画の要請について（新規）
第8 議案第270号 農用地利用集積等促進計画の要請について（再配分）
第9 議案第271号 農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について

出席事務局 5名 事務局長 河野 あずさ 次 長 山口 憲一
調整係長 内田 葵 主任主事 日高 俊太郎 主 事 野邊 恵利菜

議長（２番）

ただいまから、第３６回農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は、１番委員より欠席届が提出されていますので、出席委員は『農業委員１２名、農地利用最適化推進委員１５名』でございます。

農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、農業委員の過半数の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

議事録署名委員の指名

議長（２番）

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員は、

８番 堀口 宗幸 委員

１０番 谷口 利則 委員 をお願いします。

議案の訂正

議長（２番）

審議に入ります前に、送付議案書の訂正がありますので事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の訂正をお願いします。議案第２６６号、農地法第５条の規定による許可申請について、受付番号１番でございますが、西方字坂ノ上の３筆の農振区分について農振地域と記載しておりますが、農振農用地に訂正をお願いします。また、地種については第２種と記載しておりますが、農振農用地の追加をお願いします。なお、備考に農業用施設用地へ用途変更済みと追記をお願いします。以上でございます。

議長（２番）

説明はお聞きのとおりであります。

報告：農地法第１８条第６項の規定による届出について

議長（２番）

ただちに議案審議に入ります。

まず報告、農地法第１８条第６項の規定による届出について、事務局より報告させます。

事務局

農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。

今回の合意解約は5件でございます。内容といたしましては、耕作者変更・農地中間管理事業への変更・賃貸人の申し出によるものが解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思っております。

以上でございます。

議案第264号：農地法第3条の規定による許可申請について

議長（2番）

次に議案第264号、農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号1番から7番の7件を議題といたしまして、審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第264号、農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号1番から7番の所有権移転に関する7件について説明します。

事務局によります申請書類の審査において、「許可することができない」と定めてあります、農地法第3条第2項各号の不許可の事由につきましては、

1号) 権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が行う農業経営に必要な機械の所有状況、労働力、技術面からみて、現在の経営農地と今回の許可申請農地を含めたすべての耕作農地を効率的に利用し、農業経営を行うことができないと認められる場合

2号) 農地所有適格法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合

3号) 今回の許可申請内容が、信託の引受けによる権利の取得であること

4号) 権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が、現在の経営農地と申請農地すべてで行う農業経営に必要な常時従事がないと認められる場合

5号) 今回の申請農地を転貸しようとする場合

6号) 周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合であります。

今回の許可申請受付番号1番から7番の7件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（2番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、24番委員より受付番号1番と2番の2件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

24番委員

議案第264号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号1番と2番の所有権移転に関する2件でございます。まず、受付番号1番につきましては、渡人が県外在住で管理ができないため受人に所有権を移転するものです。受人は申請地に季節野菜を作付けすることとあります。受人世帯については、かんしょを1町3反作付けしており、農作業経験は30年を超え、本人と夫あわせて480日以上の農業従事がありますので、機械所有、労働力、技術面については問題なく、また、申請地周辺は宅地化しておりますが、地域で行う共同作業等に参加されますので周辺農地に影響を与えることもないと考えます。次に受付番号2番につきましては、受人の規模拡大の要望により所有権を移転し、申請地にはかんしょを作付けすることとあります。受人である農業法人においては、かんしょを約11ha作付けしており、常時雇用の14人の農業従事があるため、機械所有、労働力、技術面についても問題なく効率的な農業経営を行っていかれると考えます。また、申請地周辺は、かんしょの作付けが多いため品目の違いによる影響もなく、地域で行う共同作業にも参加するため問題ないと考えます。以上、受付番号1番と2番の2件について調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（2番）

次に3番の1件について、18番委員より説明をお願いします。

18番委員

議案第264号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号3番の所有権移転に関する1件でございます。渡人は高齢により現在の耕作者である息子に贈与し、申請地にはこれまで同様水稻を作付けすることとあります。受人は毎年水稻や飼料用米を作付けしている専業農家であり、機械所有、労働力、技術面についても問題なく効率的な農業経営を行っていかれると考えます。また、周辺農地も水稻地帯であり、集落営農や農地集積等にも協力していかれることとありますので何も問題ありません。以上、受付番号3番の1件について調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（2番）

次に4番の1件について、29番委員より説明をお願いします。

29番委員

議案第264号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号4番の所有権移転に関する1件でございます。渡人は県外在住で管理できないため、現在の耕作者である受人へ贈与するものです。受人は申請地に柿、梅、柑橘を植栽しており、一部菜園として玉ねぎ、キャベツ、エンドウを作付けしています。このほかに水稻やミカンの栽培をしております、本人が200日以上の農業従事があり、常時雇用者も1名おりますので、機械所有、労働力、技術面については問題ないと思われまます。また、地域の防除基準

29番委員

に従って農薬使用を行い、草刈り等も適時行われるとのことでしたので周辺農地に影響を及ぼすこともないと考えます。以上、受付番号4番の1件について調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（2番）

次に5番の1件について、31番委員より説明をお願いします。

31番委員

議案第264号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号5番の所有権移転に関する1件でございます。渡人は県外在住で管理ができないため、受人へ所有権移転し、受人は申請地に水稲を作付けされるということです。受人においては、毎年水稲を作付けし、300日以上に従事日数があるため、機械所有、労働力、技術面からみて問題なく効率的な農業経営が行っていきえると思われれます。また、申請地周辺は水稲地帯であり、農薬散布や水利調整に協力するとのことでしたので問題ありません。以上、受付番号5番の1件について調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（2番）

次に6番の1件について、17番委員より説明をお願いします。

17番委員

議案第264号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号6番の所有権移転に関する1件でございます。この件に関し調査したところ、渡人の規模縮小の意向を受け、受人が規模拡大のために所有権移転し、申請地には水稲を作付けされるということです。受人世帯においては、水稲320a、きんかん70aの複合経営で、本人は兼業農家ですが160日の農業従事があり、息子も300日の従事があるため、機械所有、労働力、技術面からみて問題なく効率的な農業経営が行っていきえると思われれます。また、申請地周辺は水稲地帯であり、地域の草刈り作業等においては積極的に参加されるということでしたので問題ないと思われれます。以上、受付番号6番の1件について調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（2番）

次に7番の1件について、19番委員より説明をお願いします。

19番委員

議案第264号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号7番の所有権移転に関する1件でございます。渡人は市外在住で管理できないため、受人へ無償で譲渡し、申請地には水稲を作付けするということです。受人世帯においては、柑橘90a、水稲130aを作付けし、本人が300日以上従事しているため、機械所有、労働力、技術面からみて問題なく効率的な農業経営が行っていきえると思われれます。

19番委員

れます。また、申請地周辺は水稻地帯であり、農薬の使用方法は地域の防除基準に従い、水利調整についても参加するとのことでしたので問題ないと思われます。以上、受付番号7番の1件について調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（2番）

説明はお聞きのとおりでございます。これより議案第264号、受付番号1番から7番の7件について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（2番）

ないようですのでお諮りいたします。
議案第264号、受付番号1番から7番の7件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（2番）

異議なしということですので、議案第264号、受付番号1番から7番の7件は許可することに決定いたします。

議案第265号：農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議長（2番）

次に議案第265号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、受付番号1番の1件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第265号、農地法第4条第1項の規定による許可申請は受付番号1番の1件であります。農地法第4条第6項「許可することができない」と定めてあります各号の不許可の事由は、

1号イ) 今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合

1号ロ) 今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地である場合

2号) 今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合

3号) 許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や申請内容にある目的に転用することが确实と認められない場合

4号) 許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認め

事務局

られた場合や、農業用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合であります。

受付番号1番の1件の申請地農地区分は、農用区域内にある農地ではなく「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地である「第2種農地」に区分されますので、農地法第4条第6項1号ロには該当しておりません。

したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号1番の1件につきましては、農地法第4条第6項各号に該当していないため許可要件の全てを満たしていると思われまます。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（2番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、11番委員より受付番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員

議案第265号、農地法4条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号1番の1件であります。申請図面の1ページから5ページをご覧ください。申請地は、周囲の山林化により耕作困難となったため、申請人の父が昭和47年頃に杉を植林しており、始末書添付のうえ申請するものです。申請地周辺は山林であるため、雨水等はこれまでどおり自然浸透で問題なく、土砂流出等の恐れもありません。

以上、受付番号1番の1件を調査しましたが、農地法第4条第6項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（2番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第265号、受付番号1番の1件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（2番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第265号、受付番号1番の1件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（2番）

異議なしということですので、議案第265号、受付番号1番の1件は許可相当としますが、申請面積の合計が30アールを超えますので、農地法第4条第4項の規定に基づき、宮崎県常設審議委員会への意見聴取を行います。

議案第266号：農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議長（2番）

次に議案第266号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、受付番号1番と2番の2件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第266号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見については、受付番号1番と2番の所有権移転に関する2件について説明します。農地法第5条第2項「許可することができない」と定めてあります各号の不許可の事由は、

1号イ) 今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合

1号ロ) 今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地である場合

2号) 今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合

3号) 許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合

4号) 許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合であります。

受付番号1番の西方字坂ノ上3筆の申請地農地区分は、「農用地区域内にある農地」であることから、不許可の事由に該当することになりますが、農業用施設用地へ用途変更されているため、農地法第5条第2項ただし書きにあります「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に当たることから、不許可の例外に該当しています。

次に、受付番号1番の奈留字地善坊1筆と受付番号2番の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地である「第2種農地」に区分されますので、農地法第5条第2項1号ロには該当しておりません。

したがって、事務局により申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号1番と2番の2件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当していないため許可要件を全て満たしていると思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。

議長（2番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、10番委員より受付番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

10番委員

議案第266号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号1番の1件です。まず、申請地図面の6ページから11ページをご覧ください。受人は、かんしょを栽培する農業法人であり、今回規模拡大にあたり申請地を購入し、かんしょ貯蔵庫として利用したく申請したものです。申請地は隣接地よりも少し高い位置にあります。土砂流出等の恐れはなく、雨水はこれまでどおり自然浸透で問題ありません。以上、受付番号1番の1件について調査いたしました。農地法5条第2号各号に該当しておらず、許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（2番）

次に2番の1件について、15番委員より説明をお願いします。

15番委員

議案第266号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号2番の1件でございます。渡人は県外在住で管理できないため、所有する宅地とともに受人へ譲渡し、申請地を山林として管理していくということです。申請地図面の12ページから14ページをお開き下さい。申請地周辺は山林で農地はなく、申請地には平成21年頃に杉が植林されており、今回、始末書付きで申請がなされています。雨水はこれまでどおり自然浸透とし、土砂流出等の問題もありません。以上、受付番号2番の1件について調査いたしました。農地法第5条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願いたします。

議長（2番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第266号、受付番号1番と2番の2件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（2番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第266号、受付番号1番と2番の2件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（2番）

異議なしということですので、議案第266号、受付番号1番と2番の2件は許可相当としますが、1番の1件は申請面積の合計が30アールを超えますので、農地法第5条第3項の規定に基づき宮崎県常設審議委員会への意見聴取を行います。また、受付番号2番の1件は意見を付して県へ副申いたします。

農用地利用集積計画の承認に伴う市長部局提案

議長（2番）

次に農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、審議に入ります前にあらかじめ市からの提出議案の面積、件数等を事務局より説明させます。

事務局

農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日に改正され、「農用地利用集積計画」が「農用地利用集積等促進計画」へ変更されましたが、農業経営基盤強化促進法附則（令和4年5月27日法律第56号）第5条各項により、施行日から起算して2年を経過する日までの間は、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるため、令和5年5月分も引き続き農地利用集積計画の審議をお願いします。

それでは令和5年5月分につきましては、串間市長より令和5年5月22日付で、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認が求められております。

内容につきましては、議案第267号所有権移転が8件、面積が42,726㎡、議案第268号利用権設定が4件、面積が17,690㎡でございます。以上でございます。

議長（2番）

それではただいまから市の提案について審議に入ります。

議案第267号：農用地利用集積計画の承認について 所有権移転

議長（2番）

議案第267号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分でありますが、審議に入ります前に15番委員と25番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、該当議案の開始から終了までの退室をお願いします。暫時休憩します。

（ 15番委員、25番委員 退室 ）

議長（２番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第２６７号は受付番号１番から８番の８件であります。先に４番と８番の２件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第２６７号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分は受付番号１番から８番の８件についてであります。先に４番、８番の２件について説明します。

「農用地利用集積計画の承認の該当要件」につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項、第１号）今回の農用地利用集積計画の内容が「地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体の育成とともに、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。」とある串間市の基本構想に適合するものであること

第２号イ）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること

第２号ロ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること

であり、事務局によります申請書類の審査において、受付番号４番と８番については、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件のすべてを満たしていると思われま。

皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（２番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、１１番委員より受付番号４番の１件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

１１番委員

議案第２６７号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である受付番号４番の１件を報告します。４番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため、受付番号４番の１件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（２番）

次に８番の１件について、３０番委員より説明をお願いいたします。

30番委員

議案第267号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である受付番号8番の1件を報告します。8番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため、受付番号8番の1件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（2番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第267号、受付番号4番と8番の2件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（2番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第267号、受付番号4番と8番の2件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（2番）

異議なしということですので、議案第267号、受付番号4番と8番の2件は承認し市へ通知いたします。暫時休憩します。

（15番委員、25番委員 入室）

議長（2番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第267号、先ほど審議した受付番号4番と8番の2件を除く、1番から7番の6件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第267号、受付番号4番と8番の2件を除く、1番から7番の6件について説明します。

事務局によります申請書類の審査においては、先ほど説明いたしました「農用地利用集積計画の承認の該当要件」であります、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件をすべて満たしていると思われまふ。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（２番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、１９番委員より受付番号１番の１件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

１９番委員

議案第２６７号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である受付番号１番の１件を報告します。１番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため、受付番号１番の１件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（２番）

次に２番の１件について、１７番委員より説明をお願いします。

１７番委員

議案第２６７号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である受付番号２番の１件を報告します。２番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため、受付番号２番の１件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（２番）

次に３番の１件について、２４番委員より説明をお願いします。

２４番委員

議案第２６７号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である受付番号３番の１件を報告します。３番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定新規就農者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため、受付番号３番の１件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（２番）

次に５番の１件について、１８番委員より説明をお願いします。

１８番委員

議案第２６７号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である受付番号５番の１件を報告します。５番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため、受付番号５番の１件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（2番）

次に6番と7番の2件について、31番委員より説明をお願いします。

31番委員

議案第267号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である受付番号6番と7番の2件を報告します。この2件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため、受付番号6番と7番の2件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（2番）

説明はお聞きのとおりでございます。これより議案第267号、先に審議した2件を除く、受付番号1番から7番の6件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（2番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第267号、先に審議した2件を除く、受付番号1番から7番の6件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（2番）

異議なしということですので、議案第267号、先に審議した2件を除く受付番号1番から7番の6件は承認し市へ通知いたします。

議案第268号：農用地利用集積計画の承認について 利用権設定

議長（2番）

次に議案第268号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分ではありますが、審議に入ります前に7番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、該当議案の開始から終了までの退室をお願いします。暫時休憩します。

（7番委員 退室）

議長（２番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第２６８号は、受付番号１番から４番の４件ありますが、先に１番の１件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第２６８号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分は受付番号１番から４番の４件ありますが、先に１番について説明します。

事務局によります申請書類の審査において、先ほど議案第２６７号で説明いたしました、「農用地利用集積計画の承認の該当要件」であります、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件をすべて満たしていると思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（２番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、２０番委員より受付番号１番の１件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

２０番委員

議案第２６８号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の調査区域は受付番号１番の１件になります。１番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定新規就農者への集積となることから農用地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（２番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第２６８号、受付番号１番の１件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（２番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第２６８号、受付番号１番の１件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（２番）

異議なしということですので、議案第２６８号、受付番号１番の１件は承認し市へ通知します。暫時休憩します。

(7 番委員 入室)

議長 (2 番)

休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第 2 6 8 号、先ほど審議した受付番号 1 番を除く、2 番から 4 番の 3 件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 2 6 8 号、受付番号 2 番から 4 番の 3 件について説明します。事務局によります申請書類の審査においては、先ほど説明いたしました、「農用地利用集積計画の承認の該当要件」であります、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件をすべて満たしていると思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長 (2 番)

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、2 2 番委員より受付番号 2 番と 3 番の 2 件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

2 2 番委員

議案第 2 6 8 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域であります受付番号 2 番と 3 番の 2 件について報告します。この 2 件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 (2 番)

次に 4 番の 1 件について、2 7 番委員より説明をお願いします。

2 7 番委員

議案第 2 6 8 号、農業経営強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当は受付番号 4 番の 1 件です。4 番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地利用等の最適化が図られるため問題ありません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 (2 番)

説明はお聞きのとおりでございます。
これより議案第 2 6 8 号、受付番号 2 番から 4 番の 3 件について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 (2 番)

ないようですのでお諮りいたします。
議案第 2 6 8 号、受付番号 2 番から 4 番の 3 件を承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (2 番)

異議なしということですので、議案第 2 6 8 号、受付番号 2 番から 4 番の 3 件は承認し、市へ通知いたします。

議案第 2 6 9 号：農用地利用集積等促進計画の要請について (新規)

議長 (2 番)

次に議案第 2 6 9 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、受付番号 1 番から 4 番の 4 件を議題といたしまして審議を行います。
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 2 6 9 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、受付番号 1 番から 4 番の 4 件について説明します。

「農用地利用集積等促進計画の認可要件」につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項、

第 1 号) 農用地利用集積等促進計画の内容が、宮崎県の定める基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること

第 2 号イ) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること

第 2 号ロ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること

であり、事務局によりまず申請書類の審査において、受付番号 1 から 4 番の 4 件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項各号の該当要件をすべて満たしていると思われま

す。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長 (2 番)

説明はお聞きのとおりでございます。ただいまの説明に対しまして、1 7 番委員より受付番号 1 番の 1 件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

17番委員

議案第269号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の受付番号1番の1件を報告します。1番においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（2番）

次に2番から4番の3件について、18番委員より説明をお願いします。

18番委員

議案第269号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の受付番号2番から4番の3件を報告します。この3件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（2番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第269号、受付番号1番から4番の4件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（2番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第269号、受付番号1番から4番の4件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（2番）

異議なしということですので、議案第269号、受付番号1番から4番の4件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

議案第270号：農用地利用集積等促進計画の要請について（再配分）

議長（2番）

次に議案第270号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分であります。審議に入ります前に5番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により該当議案の開始から終了までの退室をお願いします。
暫時休憩します。

（ 5番委員 退室 ）

議長（2番）

休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第270号は、受付番号1番から9番の9件であります。先に1番の1件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第270号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分は受付番号1番から9番の9件であります。先に1番について説明します。
事務局によります申請書類の審査において、先ほど議案第269号で説明いたしました、「農用地利用集積等促進計画の認可要件」であります農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしていると思われま。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（2番）

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、18番委員より受付番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

18番委員

議案第270号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、私の担当区域の受付番号1番の1件を報告します。1番においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長（2番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより議案第270号、受付番号1番の1件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（ なしの声 ）

議長（２番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第２７０号、受付番号１番の１件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（２番）

異議なしということですので、議案第２７０号、受付番号１番の１件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

暫時休憩します。

（ ５番委員 入室 ）

議長（２番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは議案第２７０号の審議に入ります前に、１８番委員に関する事案がありますので、該当議案の開始から終了までの退室をお願いします。

暫時休憩します。

（ １８番委員 退室 ）

議長（２番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第２７０号、受付番号２番と４番の２件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第２７０号、受付番号２番と４番の２件について説明します。

事務局によります申請書類の審査において、先ほど議案第２６９号で説明いたしました、「農用地利用集積等促進計画の認可要件」であります、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしていると思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（２番）

説明はお聞きのとおりでございます。ただいまの説明に対しまして、５番委員より受付番号２番と４番の２件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

5 番委員

議案第 270 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、私の担当区域の受付番号 2 番と 4 番の 2 件を報告します。この 2 件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の該当要件をすべて満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（2 番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第 270 号、申請番号 2 番と 4 番の 2 件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（2 番）

ないようですのでお諮りいたします。議案第 270 号、申請番号 2 番と 4 番の 2 件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（2 番）

異議なしということですので、議案第 270 号、申請番号 2 番と 4 番の 2 件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。暫時休憩します。

（18 番委員 入室）

議長（2 番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 270 号、先ほど審議した 3 件を除く、受付番号 3 番と 5 番から 9 番の 6 件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 270 号、先ほど審議いただきました 3 件を除く、受付番号 3 番と 5 番から 9 番の 6 件について説明します。事務局によります申請書類の審査において、先ほど議案第 269 号で説明いたしました、「農用地利用集積等促進計画の認可要件」であります農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の該当要件をすべて満たしていると思われま。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（２番） 説明はお聞きのとおりでございます。ただいまの説明に対しまして、１８番委員より受付番号３番の１件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

１８番委員 議案第２７０号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、私の担当区域の受付番号３番の１件を報告します。この１件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（２番） 次に５番と６番と９番の３件について、２４番委員より説明をお願いします。

２４番委員 議案第２７０号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、私の担当区域の受付番号５番と６番と９番の３件を報告します。この３件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（２番） 次に７番の１件について、２５番委員より説明をお願いします。

２５番委員 議案第２７０号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、私の担当区域の受付番号７番の１件を報告します。この１件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（２番） 次に８番の１件について、２３番委員より説明をお願いします。

２３番委員 議案第２７０号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、私の担当区域の受付番号８番の１件を報告します。この１件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（２番） 説明はお聞きのとおりでございます。これより議案第２７０号、受付番号３番と５番から９番の６件について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 (2 番)

ないようですのでお諮りいたします。議案第 270 号、受付番号 3 番と 5 番から 9 番の 6 件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (2 番)

異議なしということですので、議案第 270 号、受付番号 3 番と 5 番から 9 番の 6 件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。
暫時休憩します。

(農業振興課 農政企画係 入室)

議案第 271 号：農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について

議長 (2 番)

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 271 号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取についてを議題といたします。まず、担当課（農業振興課）より提案理由の説明を求めます。

農業振興課
農政企画係

議案第 271 号、串間市農業振興地域整備計画の変更に係る意見の聴取について説明させていただきます。
資料 1 をご覧ください。

令和 5 年 4 月に農業振興地域整備計画の変更（除外等）について申請を受け付けたところ、8 件の申請があり、うち 1 件が農用地区域内への編入、7 件が農用地区域内からの除外でありましたが、案件 4 番と 5 番については農地転用の許可要件を満たさないことから、今回取り下げをさせていただきましたので、除外案件は 5 件となります。

まず、「資料 1-1」の編入の案件について説明します。申請者は土地及びハウスを購入し、経営規模の拡大を図ることとしております。今後、農地の取得や補助事業等の活用を希望することから、農用地区域内に編入していただきたく申請するものです。申請面積は 892 m²です。申請地については、すでに設置されている施設の一部が農用地区域外であるため編入するものであり、雨水対応のための側溝等も整備されているため、これまでも特に問題はないとのこととあります。

次に、「資料1-2」の除外の案件について説明します。申請者は市内で幼保連携認定こども園を運営しておりますが、既存園舎が以前大雨時に浸水したことなどによる園児の安全性の確保や施設の老朽化に伴い、新園舎の建設を計画しております。今回の計画では申請地に盛土し、大雨時の園児の安全性を確保するとともに、園舎の保全並びに園児の避難経路として南側の駐車場予定地を経由して道路へ園児が避難できるような同線を確保する計画であります。現況の地目は田で面積は3,565㎡です。事業の概要ですが、総敷地面積は3,565㎡となっており、うち園舎敷地が2,945㎡、駐車場が620㎡となっております。境界にブロックを設置することで、敷地からの土砂の流出を防止し、雑排水は合併浄化槽を経由して市道側溝へ放出し、雨水は敷地内の集水枒を経由して市道側溝に放出する計画となっております。代替地の検討結果については、5か所で検討されておりますが、土地の交渉や既存施設解体後の園庭利用等を理由に申請地を選定されたところであり、

次に、「資料1-3」の除外の案件について説明します。申請者は市内で建設業を行っており、事業拡大により駐車場及び資材置場として管理していくため、農用地区域内から除外していただきたく申請するものです。現況の地目は田で、面積は472㎡です。事業の概要ですが、総敷地面積は472㎡であり、駐車場及び資材置場として管理する計画で、雨水については西側河川方向へ排水勾配を確保し、南側農地に影響が出ないよう畦畔等の対策を講じることとしております。

次に、「資料1-4」の除外の案件について説明します。申請地は周辺を山林で囲まれ有害鳥獣が多く、今後農地として管理することが困難であることから、杉220本を植栽し山林として管理していくため、農用地区域内から除外していただきたく申請するものです。登記地目は畑で面積は872㎡です。申請地は周辺が山林で囲まれているため、周辺農地には影響はありません。

次に、「資料1-5」の除外の案件について説明します。申請地は周辺を山林で囲まれ有害鳥獣が多く、今後農地として管理することが困難であることから、杉460本を植栽し山林として管理していくため、農用地区域内から除外していただきたく申請するものです。登記地目は田で面積は1,850㎡です。雨水については自然排水で問題なく、境界に畦畔が確保されていることから隣接農地への影響もありません。

最後に、「資料1-6」の除外の案件について説明します。申請地は周辺を山林で囲まれ有害鳥獣が多く、今後農地として管理することが困難であることから、クヌギ480本を植栽し山林として管理していくため、農用地区域内から除外していただきたく申請するものです。登記地目は田で面積は1,606㎡です。申請地周辺は山林であるため、周辺農地に影響はありません。説明は以上です。よろしくお願いたします。

説明はお聞きのとおりでございますが、ここで質疑があれば出して下さい。

（なしの声）

議長（2番）

ないようですのでここで担当課の退室をお願いします。
また、7番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、該
当議案の開始から終了までの退室をお願いします。
暫時休憩します。

（ 農業振興課 農政企画係 退室 ）

（ 7番委員 退室 ）

議長（2番）

休憩前に引き続き会議を開きます。
それでは、議案第271号、農振農用地区域内からの除外分、受付番号4番の1件について先に審議します。
まず、事務局より補足説明をお願いします。

事務局

議案第271号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について、農振農用地区域内からの除
外分、受付番号4番の1件について説明します。今回の農振農用地区域内からの除外については、農業振興地
域の整備に関する法律第13条第2号各号の要件を満たし、農業委員会を含む関係機関の意見聴取後問題がな
ければ農振法第12条の公告をもって除外となり、農地法第5条第1項の規定による許可申請の提出を行うこ
とになります。受付番号4番の1件の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となってい
ない小集団の生産性が低い農地である「第2種農地」に区分されますので問題ないと思われしますので、農地法第
5条申請は提出可能であることを申し添えます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長（2番）

それでは、農振農用地区域内からの除外分、受付番号4番の1件について、20番委員より調査結果の報告、
並びに補足説明をお願いします。

20番委員

議案第271号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について、私の調査区域は受付番号4
番の除外申請の1件でございます。申請地は周辺を山林に囲まれており、有害鳥獣も多く、今後農地として利
用することが困難であることから、杉を植林し山林として管理していくため除外申請を行うとのことでありま
す。申請地を確認したところ、隣接する農地はなく、農業用の効率的かつ総合的な利用に支障もなく、農業振
興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件を満たしているため、今回の除外は妥当であると考えま
す。以上、受付番号4番の1件を調査してまいりましたが、除外することに関しまして何も問題ありません。
ご審議方よろしくお願い致します。

議長（2番）

説明はお聞きのとおりでございます。ただいま、20番委員より農振農用地区域内からの除外1件については、妥当であるとの意見が出されました。他に意見はありませんか。

（なしの声）

議長（2番）

ないようですのでお諮りいたします。議案第271号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取、受付番号4番の農振農用地区域内からの除外1件は妥当であると通知することに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（2番）

異議なしということですので、議案第271号、受付番号4番の農振農用地区域内からの除外1件は、妥当であると市へ通知します。
暫時休憩します。

（7番委員 入室）

議長（2番）

休憩前に引き続き会議を開きます。
それでは、議案第271号を審議いたします。まず、事務局より補足説明をお願いします。

事務局

議案第271号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について、農振農用地区域内からの除外分、受付番号4番を除く2番から6番の4件について説明します。

今回の農振農用地区域内からの除外については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2号各号の要件を満たし、農業委員会を含む関係機関の意見聴取後問題がなければ農振法第12条の公告をもって除外となり、農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請の提出を行うこととなります。受付番号2番と3番の2件の農地区分は、農地法第5条第2項第1項ロにあります、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備える「第1種農地」に該当することから転用申請の受付ができない案件となります。しかし、農地法施行令第11条第1項第2号イ及び農地法施行規則第33条第1項第4号にあります「住宅その他の申請に係る土地の周辺地域において、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続するもの」に該当し、不許可の例外に該当いたします。

次に、受付番号5番と6番の2件の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地である「第2種農地」に区分されますので問題ないと思われま

事務局

て、今回の受付番号4番を除く2番から6番の4件については、除外後の農地法第4条及び第5条申請は提出可能であることを申し添えます。皆様のご審議をお願いします。

議長（2番）

それでは、受付番号1番の農振農用地区域外からの編入について、25番委員より調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

25番委員

議案第271号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について、私の調査区域は受付番号1番の編入に関する1件でございます。今回の申請については、申請人が土地及びキンカンハウスを購入し、経営規模を拡大する計画であります。購入予定地の一部である申請地が農振農用地区域外であったため、樹園地として編入の申請を行うものです。申請地はすでに隣接農地を含めてビニールハウスが設置され、その中にキンカンが植栽されており、樹園地として一体的に利用されているため、申請地の編入は妥当であると思われまます。以上、受付番号1番の1件を調査してまいりましたが、編入に関しては問題ないと考えます。皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長（2番）

次に農振農用地区域内からの除外分、受付番号2番の1件について、7番委員より調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

7番委員

議案第271号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について、私の調査区域は受付番号2番の除外申請の1件でございます。申請人は幼保連携認定こども園を運営しておりますが、現在の園舎が以前の大雨時に浸水したことで、園児の安全性の確保と建物の老朽化に伴い、申請地に新園舎を建設したく除外申請されたものです。建設にあたっては、申請地周囲を2mの擁壁で囲い1.5mの盛土を行いますので土砂流出の影響はないと思われまます。建物の雨水は排水管を経由して東側市道側溝へ放流し、園庭の雨水は自然浸透です。また、雑排水は合併浄化槽を経由して西側水路に流すとのことです。申請地周囲の農地を確認しましたが、西側の農地との間には排水路があり、北側の農地との間には市道があるため周辺農地に影響を及ぼす恐れはないと思われまます。農業用の効率的かつ総合的な利用に支障がなく、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件を満たしているため、今回の除外は妥当であると考えまます。以上、受付番号2番の1件を調査してまいりましたが、除外することに関しまして何も問題ありません。ご審議方よろしくお願い致します。

議長（2番）

次に3番の1件について、10番委員より調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

10番委員

議案第271号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について、私の調査区域は受付番号3番の除外申請の1件でございます。申請地は現在耕作放棄地となっておりますが、申請法人の事務所に隣接しており、事業拡大に伴い駐車場及び資材置き場として利用するため、除外申請を行うとのことであります。雨水については、西側河川方向への排水勾配を確保し、また、南側農地への影響がでないよう畦畔設置等の対策を講じられます。農業用の効率的かつ総合的な利用に支障がなく、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件を満たしているため、今回の除外は妥当であると考えます。以上、受付番号3番の1件を調査してまいりましたが、除外することに関しまして何も問題ありません。ご審議方よろしくお願い致します。

議長（2番）

次に5番から6番の2件について、16番委員より調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

16番委員

議案第271号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について、私の調査区域は受付番号5番と6番の除外申請の2件でございます。まず、5番につきましては、申請地は周辺を山林に囲まれており、有害鳥獣も多く、今後農地として利用することが困難であることから、杉を植林し山林として管理していくため除外申請を行うものです。次に、6番につきましても、申請地は周辺を山林に囲まれており、有害鳥獣も多く、今後農地として利用することが困難であることから、クヌギを植林し山林として管理していくため除外申請を行うものです。受付番号5番と6番の2件については、農業用の効率的かつ総合的な利用に支障もなく、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件を満たしているため、今回の除外は妥当であると考えます。以上、受付番号5番と6番の2件を調査してまいりましたが、除外することに関しまして何も問題ありません。ご審議方よろしくお願い致します。

議長（2番）

説明はお聞きのとおりでございます。ただいま各委員より、編入1件と除外4件、合計5件については妥当であるとの意見が出されました。他に意見はありませんか。

（なしの声）

議長（2番）

ないようですのでお諮りいたします。議案第271号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取、編入分の受付番号1番の1件と、除外分の受付番号2番と3番と5番と6番の4件、合計5件は妥当であると通知することに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（2番）

異議なしということですので、議案第271号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取、編入分の受付番号1番の1件と、除外分の申請番号2番と3番と5番と6番の4件、合計5件は妥当であると通知することに決定いたします。

議長（2番）

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。
以上を持ちまして、第36回農業委員会定例総会のすべてを終了いたします。

令和5年5月30日

2番 (会長代理) 内田 政秀

議事録署名委員

8番 堀口 宗幸

10番 谷口 利則